

03 金融庁(特区再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
030010	資産流動化法に基づく特定目的会社設立要件の緩和	資産の流動化に関する法律	現行では、特定目的会社設立の際に特定出資の払込みの証明として「払込金保管証明書」の提出を要求されている。	現行法では、特定目的会社設立の際に「払込金保管証明書」の提出を要求されているが、それを払込みを取り扱った金融機関の残高証明等で対応できるようにする。	資産流動化のスキームを通じて有効活用されていない県内の中小規模不動産を蘇生させ、地域経済の活性化を促す新たなシステムの構築を目指す。具体的には、中小規模の不動産を証券化手法によって蘇生するにあたり、手続並びにイニシャルコストの軽減を図り、地元企業及び自治体の経営状況の改善を促すとともに、地域の経済活動を活性化させる事業展開を図る。	会社法改正により、発起設立による提出書類が一部簡素化されたが、特定目的会社では設立手続が発起設立に限定されているにもかかわらず、投資家保護を理由に募集設立の規定が準用され、簡素化の恩恵が受けられない。当該証明書の発行と投資家保護の関連性が明確ではないことから、金融機関の残高証明等で代替したとしても、制度上問題は生じないものとする。これによって会社法と同様の扱いとなるため、小規模案件の多い当該地区においても円滑な設立手続が期待でき、当該証明書の発行にかかる費用と時間の節約にもなる。	C	特定目的会社の設立にあたっては、組織の形成について従来から極力簡素化を図ってきたが、出資の履行については投資者保護を重視する観点から特定出資の払込みを確保するために「払込金保管証明書」が必要である。当該要件の実効性を確保するには全国一律の規制が必要不可欠であるため、特定地域のみにこの要件を緩和することは適当ではない。	特定目的会社の設立にあたって会社法の募集設立の規定を準用する理由につき、会社法改正時の経緯も含め詳細に回答されたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	本年5月施行の会社法改正に際し、特定出資の額は、その金額の多寡にかかわらず、資産対応証券(優先出資・特定社債・特定約束手形)の取得等に際して重要な判断要素となるため、定款記載事項とされており、資産対応証券の投資者等を保護する観点から、定款に記載された金額が確実に拠出されることを担保する必要があり、特定出資について払込金保管証明による確認を維持することとしたところである。また、特定目的会社は、資産対応証券の投資者等を保護する観点から、資産の流動化のためのピクルとしてその法的安定性が重視されるため、より確実な手段により払込みを確認することにより、資産対応証券の発行後に特定出資の払込みの不存在を理由とした設立無効の訴えが提起されるリスクを軽減する必要がある。したがって、特定出資にかかる払込金保管証明制度を廃止することは全国的にも対応困難である。払込取扱金融機関による払込金保管証明制度においては、払込取扱金融機関は保管証明した払込金額について実際には払込みがなかったことや返還に関する制限がある(預金)ことなどを理由に成立後の会社に対し返還を拒むことができないこととされており、単なる口座残高の証明にすぎない残高証明による払込証明と比較して、少なくとも会社成立の時までは払込金が確保されることにより特定出資の額が確実に拠出されることが担保可能である点で信頼性に大きな違いがある。また、補足資料に対する回答は以下の通り、1-3.上記のとおり、特定出資の額が資産対応証券の取得の際の重要な判断要素となること、特定出資の払込みの不存在を理由とした設立無効の訴えが提起されるリスクを軽減する必要があることから、特定出資にかかる払込金保管証明制度を廃止することは困難、4.上記の会社法改正の経緯から、特定出資については払込金保管証明による確認を維持することとしたところ。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	(頂いた回答の骨子) 特定出資の額は、資産対応証券の取得等に際して重要な判断要素となり、投資者保護から払込金保管証明によるべき。資産対応証券の発行後の設立無効の訴えのリスクを避ける。払込金保管証明制度の趣旨の重要性を無視することはできない。以上につき、下記のように再意見するものである。 1. 特定出資の額が資産対応証券の取得に際する重要な判断要素にはなっていないと思われる。 2. 特定目的会社を利用した流動化スキームだけの問題ではないように思われる。 3. 特定目的会社を利用した流動化スキームだけの問題ではないように思われる。 4. 特定目的会社固有の問題ではない。 詳細は、別紙を参照願いたい。	1023010	株式会社都市経営戦略研究所	金融庁			